

東郷診療所運営の基本方針

これまでの経緯について

平成22年9月の存続決定から14年が経過し、経営状況や施設・設備の老朽化、町内医療機関の状況も変化してきたため、令和6年9月2日付東診発第17号にて、町長から東郷診療所運営委員会（以下「運営委員会」という。）に対し「今後の東郷町国民健康保険東郷診療所の運営のあり方について」諮問した。

令和7年1月28日付けで、運営委員会から、以下の内容で答申があった。

- 東郷診療所を存続させることは困難であり、閉院はやむを得ないと判断した。
- 閉院の時期は、東郷診療所は令和8年度、訪問看護ステーションは令和7年度とし、いずれも、利用者の状況やその後の事務を考慮し、年末までが望ましい。
- 閉院に伴い、災害時等緊急時における医療体制の確保について、地域の医師会との連携や大学病院等との広域連携について考えていくよう要望する。

1 基本方針について

運営委員会の答申を最大限尊重し、基本方針は次のとおりとする。

診療所の建物及び医療機器の老朽化の物理的側面、利用者の増加策及び収入の確保、財政調整基金の残高などの経営的側面、代替医師の確保などの人材的側面それぞれの側面から検討した結果、継続は困難であること。また、本町内及び近隣市のかかりつけ医となる医療機関の数も充実してきていること。緊急時など大学病院等の受け入れ体制も整ってきていることから、総合的に判断し、公設の診療所として、一定の役割を終えたと判断し、訪問看護ステーションは令和7年12月末までに廃止、診療所は令和8年12月末に閉院することとする。

2 利用者の引継ぎ等について

(1) 東郷診療所

当診療所をかかりつけ医としている利用者については、本人と相談のうえ、他の医療機関へ引き継ぐ。

(2) 訪問看護ステーション

利用者については、本人や家族と主治医を交えて相談し、他の訪問看護ステーションへ引き継ぐ。

3 医師会との連携について

公の診療所の医師として実施していた業務については、東名古屋医師会及び東名古屋東郷町医師会に適切に引き継ぐために、今後、調整していくこととする。

また、災害協定を締結している東名古屋東郷町医師会と緊急時の医療・診療体制の確保に努めていく。

4 職員への対応について

東郷診療所で働いている職員に対しては、十分な説明を行い、その後の職員の処遇について適切に対応する。

5 跡地利用について

跡地の利活用については、町有財産（資産）となるため、別で検討していく。

6 その他

閉院に関連する手続き等については、関係機関（県・保健所等）と調整し、適切な時期に必要な応じ行う。